

各位

会社名 株式会社クラレ
 代表者名 取締役社長 伊藤 文大
 コード番号 3405
 上場取引所 東証第一部
 問合せ先 経営企画本部 IR・広報部長
 井出 章子
 TEL (03) 6701-1070

決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ

当社は、2014年4月25日開催の取締役会において、2014年6月20日開催予定の第133回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

海外連結子会社と決算期を統一することで、適時・適切な会社情報の開示による更なる経営の透明性の向上およびグローバルな事業運営の効率化を図るため。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年 3月31日

変更後：毎年 12月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる2014年度は、2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヵ月決算となる予定です。また、現在、決算期が12月31日以外の連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

3. 今後の見通し

2014年12月期連結業績予想数値（2014年4月1日～2014年12月31日）

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり配当金（円）		
					9月30日	12月31日	合計
第2四半期（累計）	220,000	26,000	26,000	16,000	18.00	9.00	27.00
通 期	385,000	44,000	43,000	26,000			

(注) 連結決算日につきましては、事業年度末である2014年12月31日から統一する予定としております。従いまして、2014年12月期第2四半期累計の連結業績予想は従来どおり、当社および国内連結子会社につきましては4月1日から9月30日までの6ヵ月間を、海外連結子会社につきましては1月1日から6月30日までの6ヵ月間を取り込んで計算しております。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

当社は、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を統一することで、適時・適切な会社情報の開示による更なる経営の透明性の向上およびグローバルな事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第13条、第14条、第36条、第37条および第38条に所要の変更を行うものです。

また、事業年度の変更に伴い、第 134 期事業年度は、2014 年 4 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものです。

(2) 変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条 (総会の招集) 定時株主総会は毎年 <u>6</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。 2. 株主総会は、大阪府、東京都又は岡山県においてこれを招集することができる。	第 13 条 (総会の招集) 定時株主総会は毎年 <u>3</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。 <第 2 項 現行どおり>
第 14 条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。	第 14 条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第 36 条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から <u>翌年 3</u> 月 31 日までとする。	第 36 条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から <u>12</u> 月 31 日までとする。
第 37 条 (剰余金の配当の基準日) 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>3</u> 月 31 日を基準日として、期末配当を行うことができる。	第 37 条 (剰余金の配当の基準日) 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>12</u> 月 31 日を基準日として、期末配当を行うことができる。
第 38 条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9</u> 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。	第 38 条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6</u> 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。
	附則
	第 1 条 第 36 条の規定にかかわらず、第 134 期事業年度は 2014 年 4 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までとする。
	第 2 条 第 38 条の規定にかかわらず、第 134 期事業年度の中間配当の基準日は 2014 年 9 月 30 日とする。 なお、本附則は、第 134 期事業年度経過後、これを削除する。

(3) 日程

第 133 回定時株主総会開催日：2014 年 6 月 20 日

定款変更の効力発生日：同 上

以 上